

港区法律相談の利用にあたって

港区法律相談は、専門機関や相談窓口へつなぐ法律相談の入口として実施しています。
法律相談は弁護士が相談者本人に対して助言を行うものです。弁護士から相談者以外の方への連絡や書類作成等を行えません。

1 相談にあたっての注意事項等

- ・相談費用は無料です。
- ・相談回数は、1人につき、案件に関わらず1年度（4月1日～翌年3月31日）内に3回までです。4回目以降のご予約を取られた場合、区から確認のご連絡をし、利用をお断りする場合があります。
- ・相談内容に関する資料等ありましたらご準備ください。
- ・弁護士に依頼済みの案件や係争中の事案について、具体的な進行状況や結論の是非についてはお受けできません。
- ・相談中の録音、撮影はご遠慮ください。
- ・相談開始・終了時間が前後する場合があります。
- ・予約時間に遅れた場合は、残りの時間内での相談となります。
- ・担当弁護士の連絡先はお教えできません。また、弁護士の斡旋はしておりません。
- ・担当弁護士の予定は公開しておりません。

2 対面相談について

- ・相談される方は、原則1名とします。介助者、通訳者等が同行する場合はその旨お伝えください。同行者が多い場合は人数を制限させていただく場合があります。
- ・換気のため、相談は相談室のドアを開けたまま行いますので、ご了承ください。
- ・発熱などで体調がすぐれない方は、ご利用を控えてください。
- ・入室前に手指の消毒、マスクの着用をお願いします。

3 電話相談について

- ・ご予約の時間になりましたら、担当弁護士が区民相談室（03-3578-2054）から電話をおかけします。
- ・犯罪防止用の通話録音機能について、相談時には設定を一時解除していただくようお願いいたします。

4 オンライン相談について

- ・相談開始までにご案内のメールをお送りしますので、内容をご確認ください。
- ・通信状況が安定しない場合は電話での相談に切り替えさせていただきますので、ご了承ください。